

調査報告書（概要）

第1 調査の概要

1 取締役責任調査委員会の設置の経緯

取締役責任調査委員会（以下「当委員会」という。）は、2020年3月30日、金品受領問題をはじめとする一連の問題に関し、取締役がその職務執行につき善管注意義務違反等により関西電力に対する損害賠償責任を負うか否か等について、法的な側面から調査・検討を行うことを目的として、関西電力の監査役会によって設置された。当委員会を構成する委員及びその補助者は、いずれも関西電力及び調査・検討の対象となった取締役との間に利害関係はない。

2 調査・検討の対象等

当委員会は、第三者委員会調査報告書（関西電力が2019年10月9日に設置した第三者委員会から2020年3月14日に提出された調査報告書）で指摘されている問題に関し、関西電力の現・旧取締役（原則として退任時期が2010年6月29日以降の取締役）に対する責任追及の要否について調査・検討を行った。なお、当委員会は、提訴請求を受けたこと等を踏まえ、取締役がその職務執行につき善管注意義務違反等により関西電力に対する損害賠償責任を負うか否か等について法的な側面から調査・検討を行うことを目的としたものであることから、会社法上の罰則として定められた特別背任罪（会社法960条）や贈収賄罪（会社法967条）の成否については、調査・検討の対象としていない。

3 調査・検討の方法

当委員会は、第三者委員会調査報告書の内容を前提とした上で、関西電力が第三者委員会に提出した資料の確認、当委員会が必要と考えた関西電力の資料の追加確認及び当時の取締役を含む関西電力の役職員に対するヒアリング等の調査・検討を行った。

第2 調査・検討の結果

1 金品受領問題の責任

関西電力及びその子会社の役職員計75名は、1987年5月頃から2010年代後半にかけて、森山榮治氏（以下「森山氏」という。）氏及び森山氏と一定の関係を有していたと認められた企業（以下「本件取引先等」という。）から、総額約3億6,000万円の金品を渡

されていた。森山氏から金品を渡された役職員は、返却する若しくは同等額の金品等を贈ることで実質的に返却する、退任時等に返却するために保管する、又は社会的儀礼の範囲内と個人で判断して消費する等、個別の対応をとっていた。これに対し、関西電力が、会社として森山氏に対して役職員に金品を渡さないで欲しい等と申し向け、あるいは、役職員が森山氏から渡された金品を会社において保管して管理又は返還するなど、会社として対応した事実は認められない（以下「**金品受領問題**」という。）。

有力大企業や公共性の高い企業に一旦不祥事が生じたときには、企業責任が報道機関等により厳しく追及され、企業の社会的信用は大きく失墜し、その対策費も巨額となる。また、関西電力のコンプライアンス・マニュアル等は、取引先関係者からの多額の金品受領を避けるべき旨を定めていた。これらに照らせば、金品受領問題は、公益事業である電力事業を営む関西電力の深刻な信用失墜を招くものであった。

関西電力が森山氏に対して会社として金品返還や今後の受領拒絶を申し入れるなど、原子力事業本部あるいは会社全体として森山氏と対峙していれば、それ以降の森山氏らによる金品交付を防止できた可能性があった。仮に会社として森山氏と対峙することにリスクがあったとしても、その一方で金品交付が公になれば、同程度又はそれ以上に関西電力に深刻な悪影響を与えるリスクも存在していた。取締役会等における報告・検討という適正なプロセスを経て、森山氏と対峙することによるリスクを勘案し、会社としての対応を検討した結果、それでもなお個人対応とするとの判断をしていたのであれば、これほどの深刻な信用失墜までは回避できたと思料される。また、渡された金品を個人ではなく会社として保管・管理していれば、個人の利得がないこと等が明確になり、透明性を確保することもできた。

したがって、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得た各取締役は、金品受領問題について、取締役会やそれに準じる会議体に報告する等して対応を協議検討し、自らあるいは原子力事業本部の担当取締役らや法務・コンプライアンス部門等をして、森山氏に金品受領の拒絶を申し入れ、渡された金品を会社として保管・管理する等の対応をすべき義務（以下「**本件対応義務**」という。）を負っていた。

八木誠氏（以下「**八木氏**」という。）、岩根茂樹氏（以下「**岩根氏**」という。）、豊松秀己氏（以下「**豊松氏**」という。）及び白井良平氏（以下「**白井氏**」という。）は、代表取締役ないし原子力事業本部の業務を担当する取締役として本件対応義務を負っていたが、かかる義務を尽くしていなかった（また、白井氏は、2013年6月以降、業務担当取締役ではなかったものの、八木氏らの業務執行に対する監視義務を尽くしていなかった。）。したがって、八木氏、岩根氏、豊松氏及び白井氏には、金品受領問題について善管注意義務違反がある。

森中郁雄氏（以下「**森中氏**」という。）は、取締役に就任した2019年6月の時点では、森山氏による役職員に対する金品交付が行われなくなっていたことから、善管注意義務違反はない。

2 事前発注約束等問題の責任

森山氏は、関西電力の役職員に対し、原子力事業本部や京都支社の管轄する工事等について、その情報の提供及び本件取引先等に対する各種の発注を要求していたと認められる。これに対して、関西電力の役職員は、森山氏の要求に応じ、事前に工事等に関する情報を伝え、森山氏の要求する発注額分の工事等の発注を事前に約束し、実際、かかる約束に基づいて工事等の発注を行っていた（以下「事前発注約束等問題」という。）。

関西電力の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていたこと、事前発注約束等によって利益を得るのは本件取引先等であり、森山氏が本件取引先等への発注を求めていることからすると、上記金品の原資は本件取引先等から拠出されているのではないかと疑問を持つのが通常である。したがって、本件取引先等との関係については、森山氏の圧力により、不正・不適切発注が行われる危険性が高かったと解される。かかる危険性は、通常取引先に対する発注の場合又は発電所等が立地する地元に対する経済・雇用創出等の通常の貢献の場合における不正・不適切発注の危険性を明らかに上回る。

したがって、事前発注約束等を認識し又は認識し得た代表取締役ないし業務担当取締役は、本件取引先等に対して不正・不適切な発注が行われることがないように、通常取引先に対する発注や地元貢献の場合とは異なる、より高度の発注に関する適正性を確保する体制を構築すべき義務（以下「適正発注体制整備義務」という。）を負っていた。

八木氏、岩根氏、豊松氏及び白井氏は、代表取締役ないし原子力事業本部の業務を担当する取締役として、適正発注体制整備義務を負っていたが、かかる義務を尽くしていなかった（また、白井氏は、2013年6月以降、業務担当取締役ではなかったものの、八木氏らの業務執行に対する監視義務を尽くしていなかった。）。したがって、八木氏、岩根氏、豊松氏及び白井氏には、事前発注約束等問題について善管注意義務違反がある。

これに対し、森中氏が取締役に就任した2019年6月の時点では、事前発注約束等が行われなくなっていたことから、森中氏には善管注意義務違反はない。

3 公表等問題の責任

2018年9月11日、社内調査委員会から調査結果の報告書が提出され、関西電力は、同年10月9日、金品受領問題等に関する役員研修会を実施した。当時、会長であった八木氏及び社長であった岩根氏は、森詳介氏（以下「森氏」という。当時相談役であったが、取締役ではなかった。）と相談の上、社内調査結果について対外公表せず、取締役会や社外取締役にも報告しないこととした。また、監査役（常任監査役）への報告も、2018年10月1日まで行わなかった（以下「公表等問題」という。）。

公表等問題について、社内調査委員会による社内調査結果は、コンプライアンス上不適切ではあるが違法ではなく、会社に損害は発生していないというものであり、八木氏及び

岩根氏が社内調査結果の取締役会への報告や対外公表をしないと判断したことについて、不合理ではないとの見方もあり得る。

しかし、社内調査は、森山氏から金品を渡されていた役職員を通じて行われていた等、不適切であった。また、社内調査結果等について、取締役会規則上、取締役会への報告が必要であったとの見方もある。仮に社内調査結果等を取締役に報告していれば、公表の要否等について、取締役会においてより慎重かつ多面的な検討が行われた可能性があり、公表をしないと判断が取締役に於て審議を尽くした上での結論であれば、これほどの深刻な信用失墜を回避することもできたはずである。

これらを踏まえると、公表等をしなかった判断が善管注意義務違反となるかについては見解が分かれるところであり、公表等をしないことを決定した八木氏及び岩根氏に善管注意義務違反がなかったとするには至らず、裁判所の判断を仰ぐべきである。

他方、社内調査結果を認識していた豊松氏及び社内調査に関与していた井上富夫氏は、公表等をしないと決定したわけではなく、善管注意義務違反の有無を問う必要はない。

また、土井義宏氏、森本孝氏、彌園豊一氏、杉本康氏、大石富彦氏、島本恭次氏及び稲田浩二氏は、2018年10月9日に開催された役員研修会に出席し、金品受領問題及び事前発注約束等問題の概略の報告を受けた。しかし、役員研修会での報告内容は抽象的であったこと、再発防止を目的とする研修として報告を受けたこと等から、公表等が必要となり得ると認識し得た事情はなく、これらの役員研修会に出席した取締役には善管注意義務違反はない。

4 役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題の責任

(1) 役員報酬カット分補填問題の責任

関西電力は、2011年の東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故を受けた原子力発電所の停止により経営難に陥り、電力料金を2度にわたって値上げする事態となった。かかる事態を受け、関西電力は、2012年3月から2019年6月まで、社内の取締役らの役員報酬を大幅にカットした。このような状況の下、2015年10月頃、当時会長であった森氏は、社長であった八木氏に相談の上、大幅に報酬を減額された役員等に対して、その退任後に一定の報酬を支払うことによって、減額された役員報酬を実質的に補填することを企図した方針を決定した。その後、森氏又は八木氏は、森氏及び豊松氏を含む合計18名の退任役員等に対し、かかる方針に従って嘱託等を委嘱し、役員在任中に減額された報酬等を考慮した報酬額として合計2億6,020万円を支払った。なお、関西電力は、2020年3月30日以降、上記18名の退任役員等に上記嘱託等報酬額の返還を求め、既に全額の返還を受けた（以下「役員報酬カット分補填問題」という。）。

嘱託等を受けた者の中には委嘱内容を満たすだけの業務を行えたか疑問であると述べる者がいること等から、嘱託等報酬には役員報酬の後払いに相当する金額が含まれていた可

能性が否定できず、その場合、報酬等の開示規制及び社内手続に違背したことになる。仮にそうでなかったとしても、嘱託等報酬の中には委嘱した業務の対価として相当性を欠くものがあった。

嘱託等の人事及びその報酬額の決定については、実質的には会長の専権とされており、会長は、善管注意義務の具体的な内容として、嘱託等への報酬額の算定方針や具体的な報酬額等を決定するにあたり、法令及び社内手続に違反せず、対価の相当性を担保したものとする義務を負っていた。

しかし、森氏及び八木氏は、かかる義務を尽くすことなく、減額された役員報酬を実質的に補填する方針を決定し、あるいはかかる方針に従って嘱託等の報酬額を決定した。

したがって、森氏及び八木氏には善管注意義務違反がある。

(2) 追加納税分補填問題の責任

当時社長であった岩根氏は、2019年6月、豊松氏に対するエグゼクティブ・フェローとしての報酬額に、豊松氏が森山氏から渡された金品につき所得税に係る修正申告時に納付した追加納税分を加算する案を承認した。会長であった八木氏は、同月14日、かかる案を踏まえた報酬額で、豊松氏にエグゼクティブ・フェローを委嘱することを決定した。

豊松氏が負担した追加納税分は、会社として金品受領問題に対応すべきであったことや追加納税を要するほど長期間保管する必要はなかったことからすれば、「委任事務を処理するのに必要と認められる費用」（民法650条1項）等には該当せず、関西電力が豊松氏に追加納税分の補填を行う必要はなかった。

したがって、かかる追加納税分の補填を決定した八木氏及び岩根氏には善管注意義務違反がある。

第3 各取締役の善管注意義務違反により生じた損害

第2記載の各善管注意義務違反により生じた損害は、①本来よりも高い金額での発注や不要な発注によって本件取引先等が得た過大な利益相当額（かかる過大な利益相当額の少なくとも一部が森山氏から渡された金品として関西電力の役職員に還流しており、その金額は森山氏から渡された金品の総額である約3億6,000万円を上回る。）、②本件を理由に入札指名停止処分等を受けたことにより新規受注ができなかったことや関西電力のCMの差替えを余儀なくされ販売促進等の営業効果が得られなかったこと等による営業上の損害、③本件に関する批判報道等によって失墜した信頼を回復するための広告等の費用、及び④本件の調査等のために設置した社内調査委員会、第三者委員会及び当委員会等の調査費用等（報告書提出時点では未確定）である。

八木氏、豊松氏及び白井氏は、上記各善管注意義務違反により、少なくとも約12億円余りの損害を関西電力に生じさせた。岩根氏は、上記各善管注意義務違反により、少なくと

も約 10 億円余りの損害を関西電力に生じさせた。森氏は、役員報酬カット分補填問題に係る善管注意義務違反により、上記③及び④の一部の損害を関西電力に生じさせた。

以 上